

こどもの自殺対策について

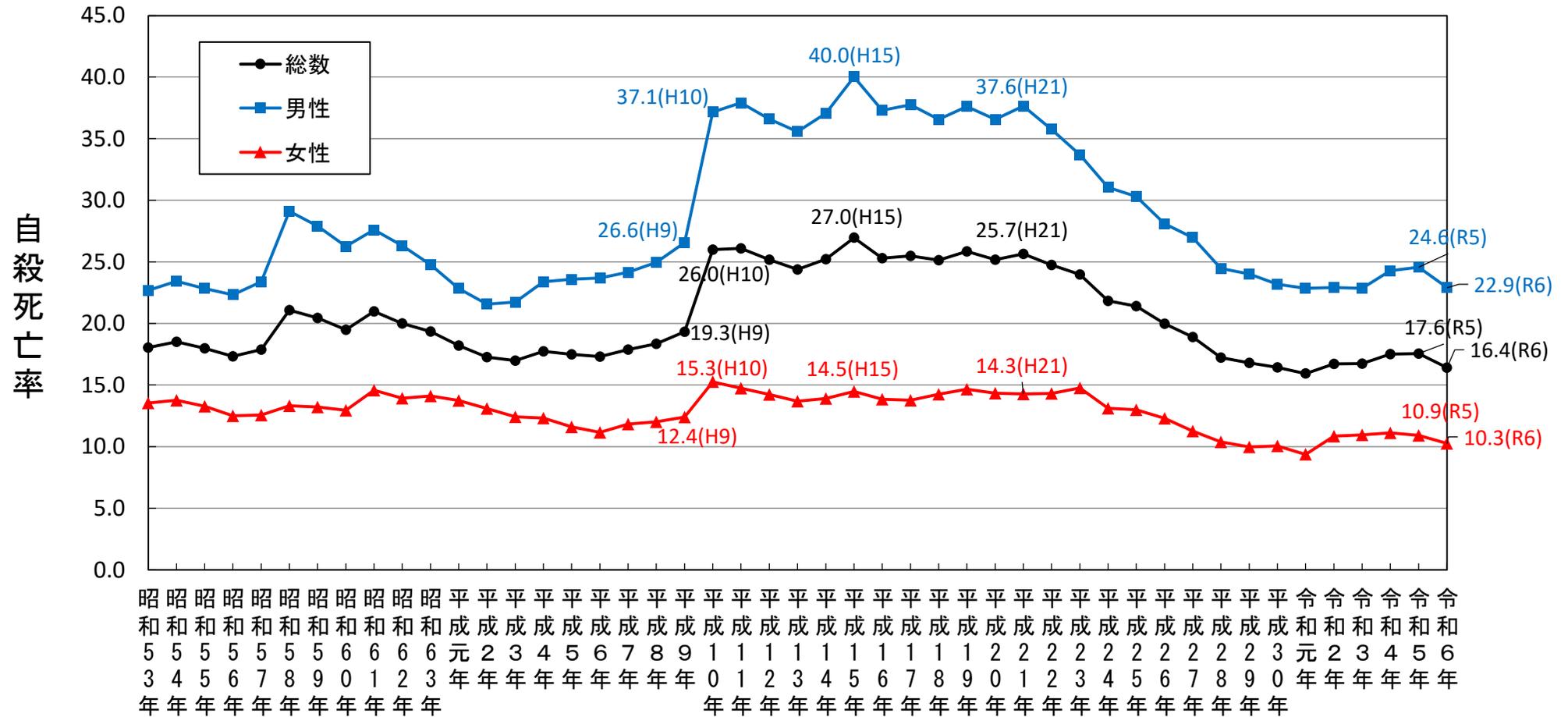
令和8年2月5日
松戸市自殺対策推進会議

令和6年中における自殺の状況

自殺死亡率の年次推移

○令和6年の自殺死亡率は16.4となり、前年と比べ1.2ポイント低下した。

○男女別にみると、男性は22.9で前年と比べ1.7ポイントの低下、女性は10.3で前年と比べ0.6ポイントの低下となった。

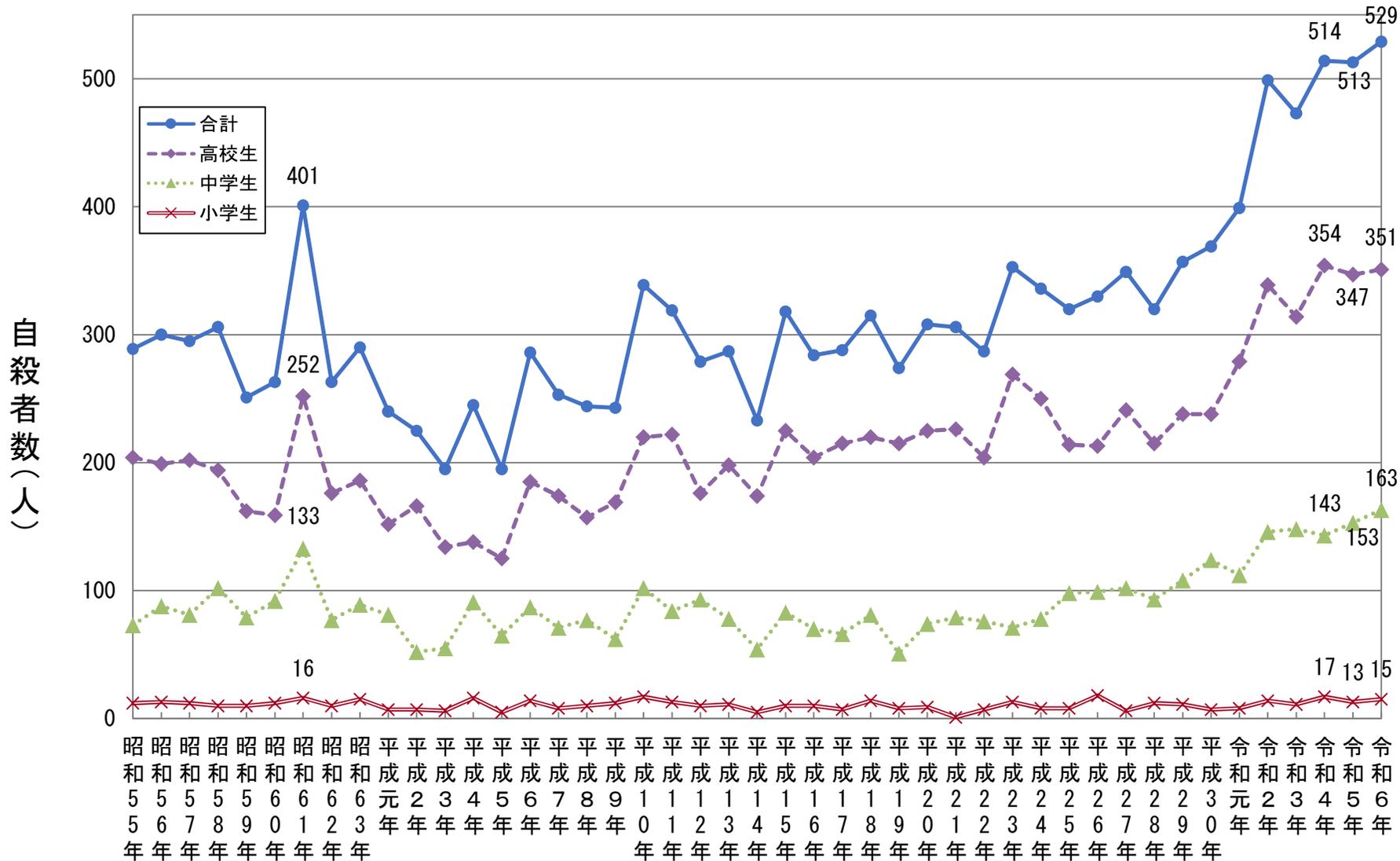


※ 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数である。

資料：警察庁自殺統計原票データ、総務省「人口推計」より厚生労働省作成

令和6年中における自殺の状況

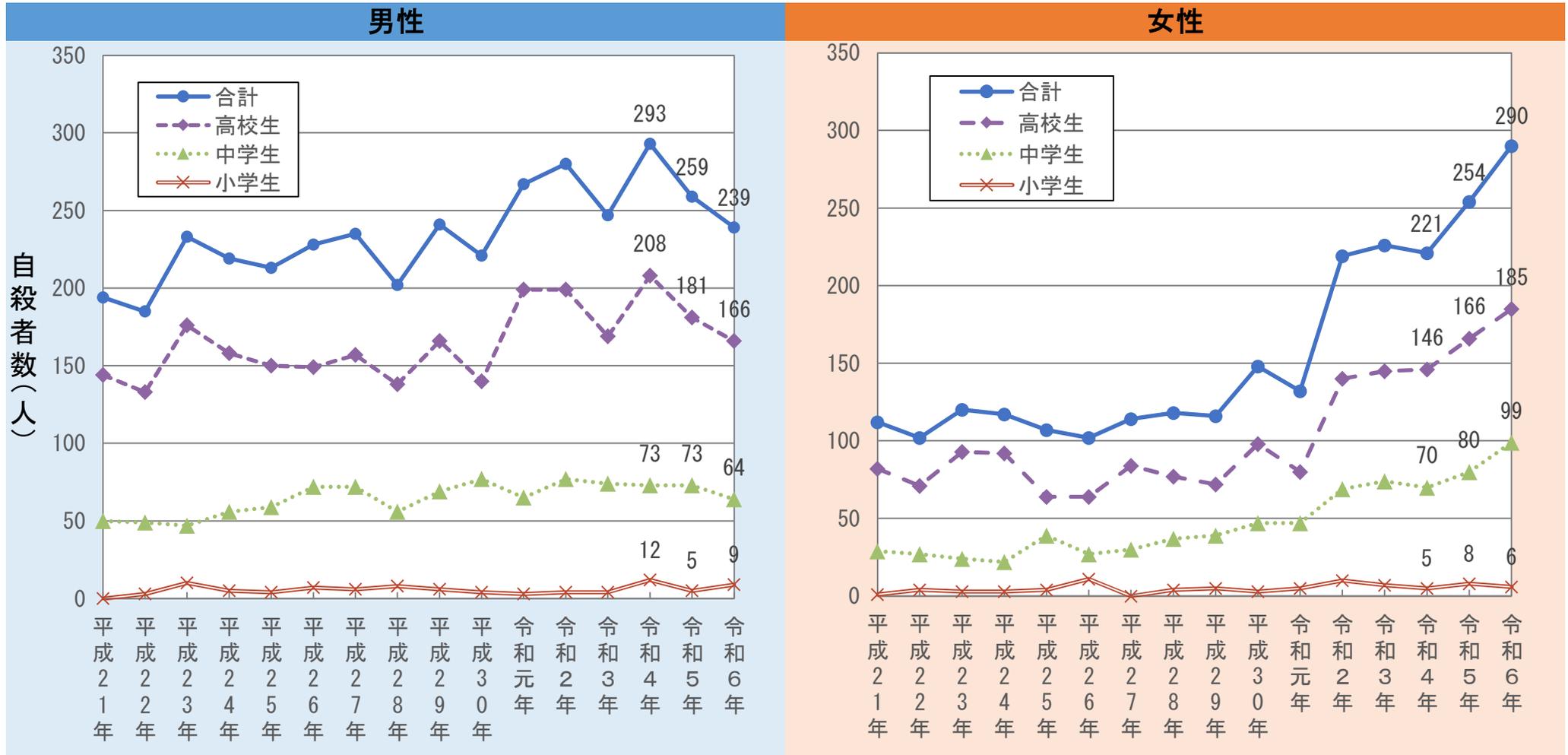
小中高生別自殺者数の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

令和6年中における自殺の状況

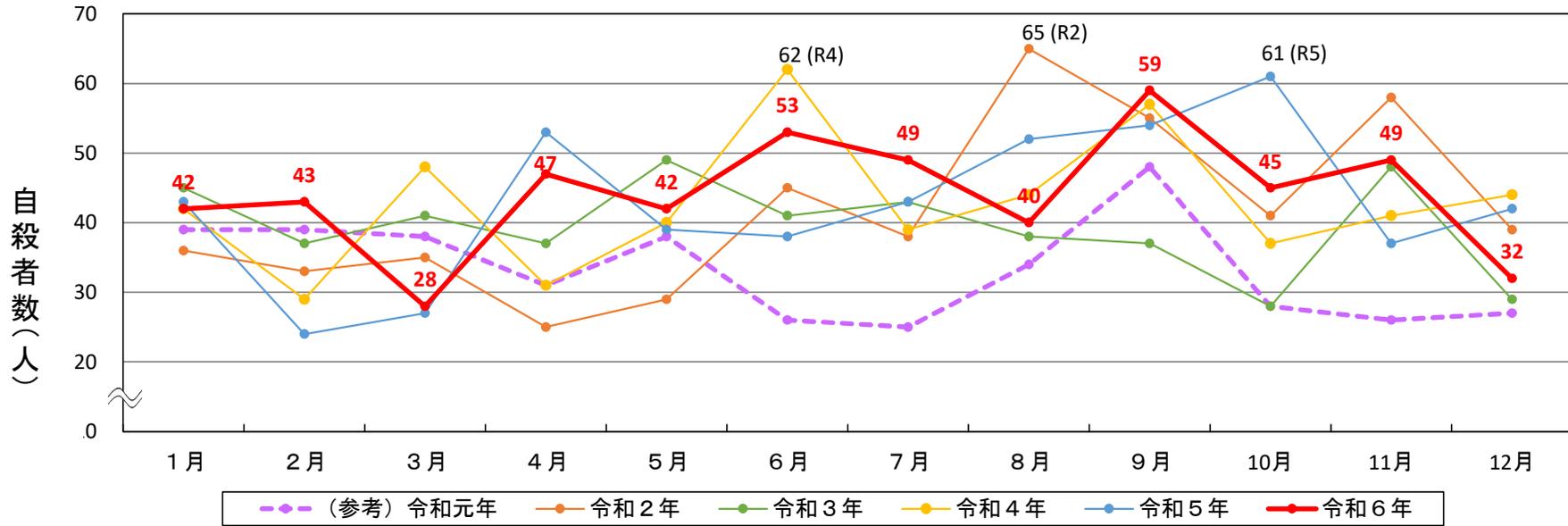
小中高生別、性別自殺者数の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

令和6年中における自殺の状況

小中高生別、年次別自殺者数の月別推移



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	42	32	33	21	351
令和5年	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
	うち小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	うち中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
	うち高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
対前年増減数(月別)	小中高生計	-1	19	1	-6	3	15	6	-12	5	-16	12	-10	16
	うち小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	2
	うち中学生	4	5	-1	4	4	1	5	-9	2	-10	6	-1	10
	うち高校生	-7	15	2	-9	-1	14	1	-3	-1	-4	6	-9	4
対前年増減率(月別)	小中高生計	-2.3%	79.2%	3.7%	-11.3%	7.7%	39.5%	14.0%	-23.1%	9.3%	-26.2%	32.4%	-23.8%	3.1%
	うち小学生	66.7%	-100.0%	-	-50.0%	0.0%	-	0.0%	-	-	-66.7%	0.0%	0.0%	15.4%
	うち中学生	28.6%	55.6%	-9.1%	33.3%	44.4%	7.1%	41.7%	-47.4%	18.2%	-45.5%	66.7%	-9.1%	6.5%
	うち高校生	-26.9%	107.1%	12.5%	-23.1%	-3.4%	58.3%	3.3%	-9.1%	-2.3%	-11.1%	22.2%	-30.0%	1.2%

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

令和6年中における自殺の状況

都道府県別、小中高生別、性別の自殺者数

都道府県 (住居地)	合計	小学生		中学生		高校生	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
		北海道	25	*	*	*	11
青森県	4	*	*	*	*	*	3
岩手県	4	*	*	*	*	*	3
宮城県	11	*	*	*	*	4	5
秋田県	4	*	*	*	*	*	*
山形県	*	*	*	*	*	*	*
福島県	3	*	*	*	3	*	*
茨城県	14	*	*	*	*	*	6
栃木県	8	*	*	*	*	*	3
群馬県	10	*	*	*	*	*	5
埼玉県	43	*	*	*	7	16	11
千葉県	26	*	*	3	4	7	12
東京都	75	*	*	9	13	23	27
神奈川県	39	*	*	*	9	13	14
新潟県	4	*	*	*	*	3	*
富山県	4	*	*	*	*	*	*
石川県	3	*	*	*	*	*	*
福井県	*	*	*	*	*	*	*
山梨県	4	*	*	*	*	*	*
長野県	11	*	*	3	*	5	3
岐阜県	6	*	*	*	*	*	*
静岡県	13	*	*	*	*	5	6
愛知県	32	*	*	*	6	9	14
三重県	8	*	*	*	*	4	*
滋賀県	9	*	*	*	*	*	4
京都府	7	*	*	*	*	*	4
大阪府	32	*	*	6	6	12	8
兵庫県	26	*	*	*	7	8	8
奈良県	9	*	*	*	*	3	4
和歌山県	4	*	*	*	*	*	*
鳥取県	*	*	*	*	*	*	*
島根県	3	*	*	*	*	*	*
岡山県	6	*	*	*	*	3	*
広島県	7	*	*	*	*	*	3
山口県	5	*	*	*	*	*	3
徳島県	*	*	*	*	*	*	*
香川県	5	*	*	*	*	3	*
愛媛県	3	*	*	*	*	*	*
高知県	3	*	*	*	*	*	*
福岡県	27	*	*	9	4	7	7
佐賀県	*	*	*	*	*	*	*
長崎県	5	*	*	*	3	*	*
熊本県	5	*	*	*	*	*	*
大分県	4	*	*	*	*	3	*
宮崎県	*	*	*	*	*	*	*
鹿児島県	3	*	*	*	*	*	*
沖縄県	7	*	*	*	*	4	*

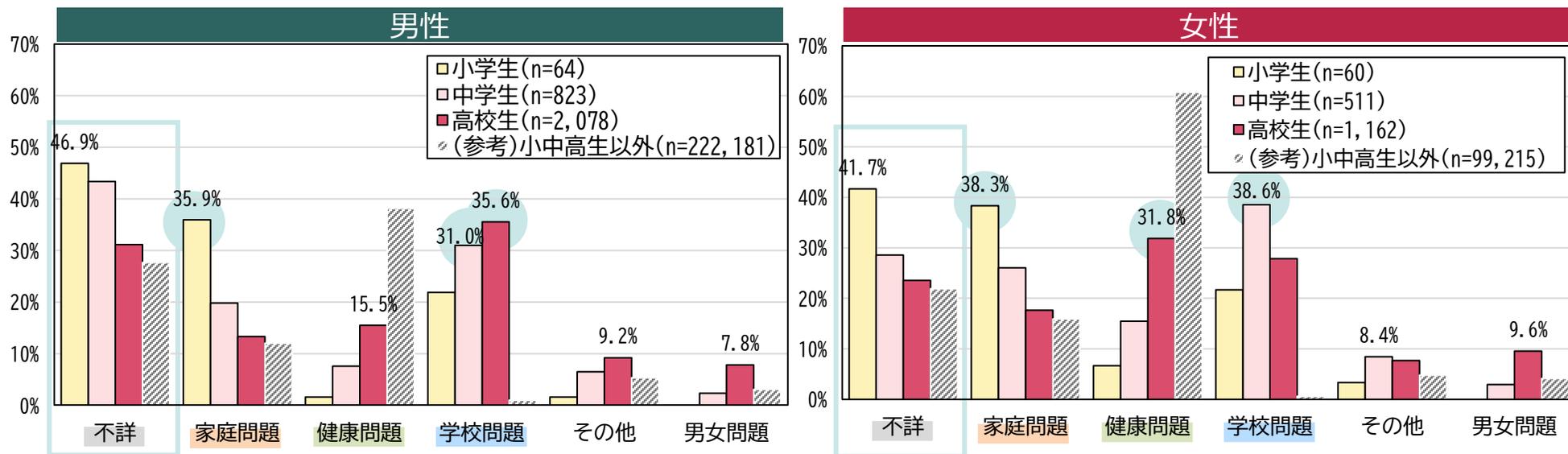
※ 自殺者数は生前の住居地に基づいて集計している。

※ 各欄の数値が2人以下の場合、該当部分の数値を非公表としている。なお、3人以上の欄であっても、数値を表示することで他の非公表の数値が明らかになる場合、非公表とすることがある。

小中高生の自殺の原因・動機（大分類）

- **小中高生**は自殺の原因・動機が「**不詳**」である割合が高く、学校段階が上がるにつれ、その割合は低下する。
- 「**家庭問題**」の割合が高いのは、**男女ともに小学生**である。
- 「**健康問題**」の割合が高いのは、**女子高校生**である。
- 「**学校問題**」の割合が高いのは、**男性**では**中学生、高校生**であり、**女性**では**中学生**である。

小中高生の自殺の原因・動機（大分類）の割合（2009～2021年）



※ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。また、自殺統計原票における自殺の原因・動機は、警察の捜査の過程で知り得た範囲内のものに限られることに留意が必要である。

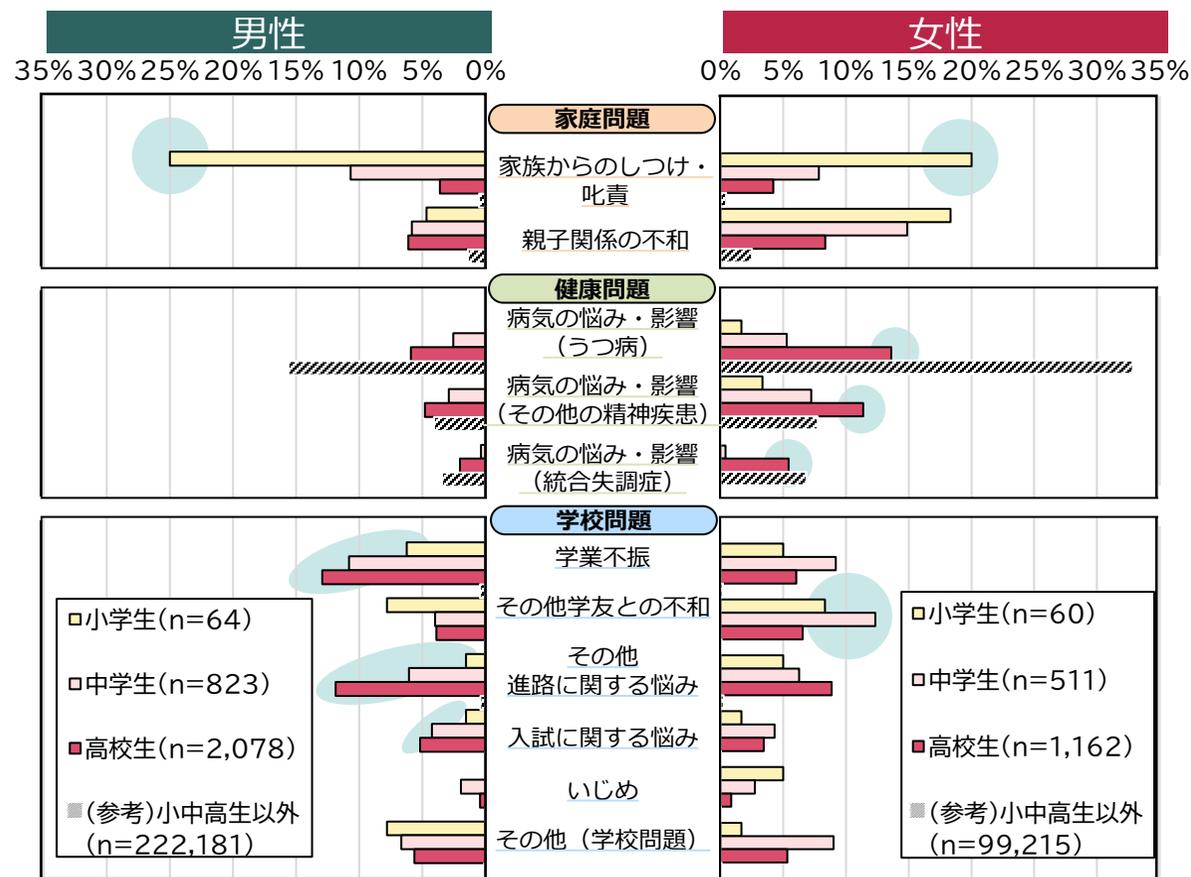
※ 2022年に自殺統計原票の見直しがあり、自殺の原因・動機については以降のデータと単純に合算することができないため、本概要ではデータの多い2009～2021年の原票の集計値のみ掲載。

※ 2009～2021年の原票では、自殺の原因・動機は遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に自殺者1人につき3つまで計上可能であるが、原因・動機の大分類ごとの傾向をみるため、同一の大分類に2つ以上該当している場合には1つとして集計している。

小中高生の自殺の原因・動機（詳細項目）

- 自殺の原因・動機の詳細項目で多くみられるものは、
 - 「家庭問題」では「家族からのしつけ・叱責」、「親子関係の不和」
 - 「健康問題」では「病気の悩み・影響（うつ病）」、「病気の悩み・影響（その他の精神疾患）」等
 - 「学校問題」では「学業不振」、「その他学友との不和」、「その他進路に関する悩み」等である。

小中高生の自殺の原因・動機（詳細項目）の割合（2009～2021年）（性別、小中高生別に5%以上を占めるもの）



- 「家庭問題」の「家族からのしつけ・叱責」は特に小学生に多い。
- 「健康問題」のうつ病、その他の精神疾患は女子高校生に多い。
- 「学校問題」について、

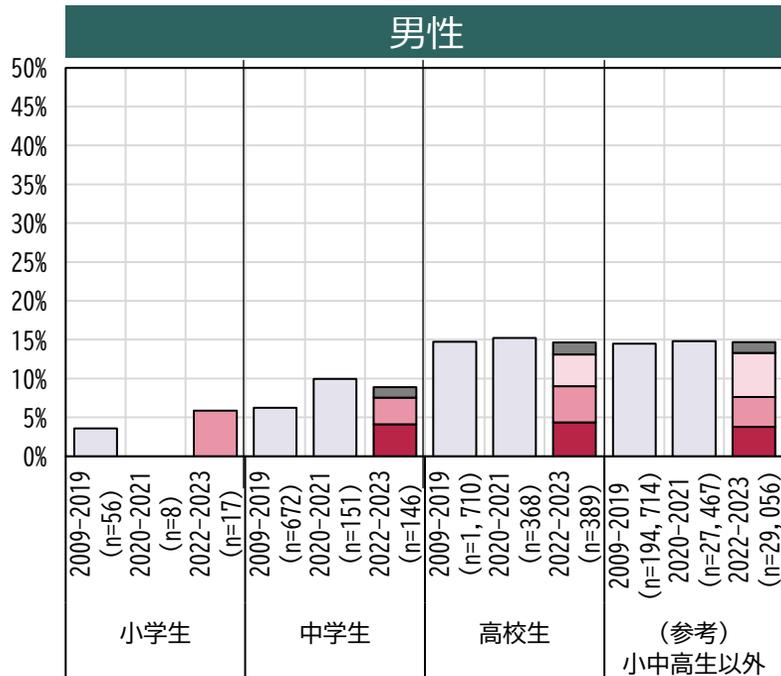
- 男性では、学校段階が進むにつれて、「学業不振」や進路、入試に関する悩みといった学業的な側面の強い項目が増えていく。
- 女性では、「学友との不和」といった人間関係と関連した項目もみられる。

※2022年に自殺統計原票の見直しがあり、自殺の原因・動機については以降のデータと単純に合算することができないため、本概要ではデータの多い2009～2021年の原票の集計値のみ掲載。

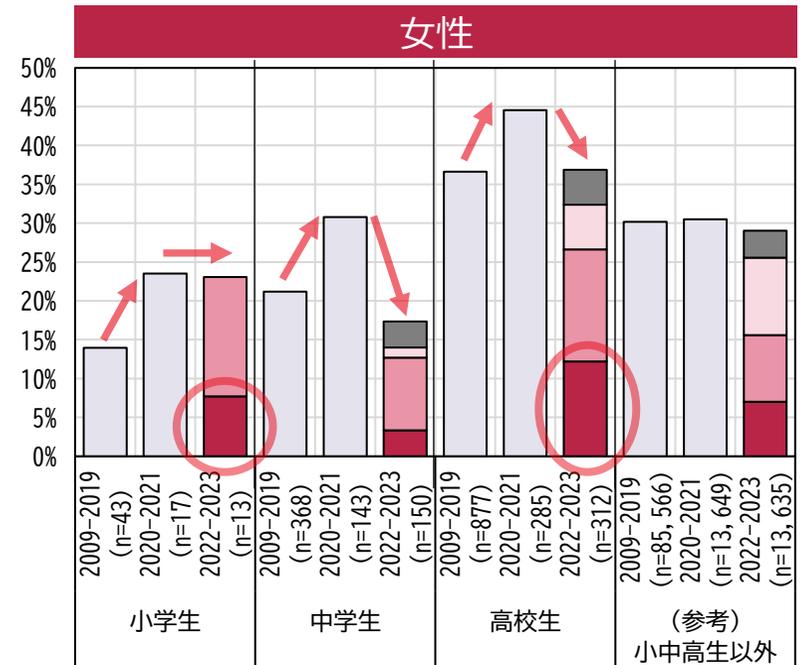
小中高生の自殺者における自殺未遂歴

- 小中高生の自殺者急増前（2009～2019年）、自殺者急増期（2020～2021年）、自殺者急増後（2022～2023年）の各期間について、小中高生の自殺者に占める**自殺未遂歴ありの割合の推移**をみると、
 - 女性は、自殺者急増期に自殺未遂歴ありの割合が上昇している。
 - 女子小学生は、自殺者急増後も自殺未遂歴ありの割合が横ばいで推移している。
- 2022年以降では、小中高生は男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の1年以内である場合が過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から1か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い。

性別、期間別にみた小中高生の自殺者における自殺未遂歴ありの割合



自殺統計原票が改正された2022年以降、自殺未遂の時期についても把握可能となった。



こどもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
 - ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**
- ➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
<ul style="list-style-type: none"> • <u>SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進</u> 《文部科学省》 • <u>地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】</u> 《厚生労働省》 • <u>「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知</u> 《文部科学省》 改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》 • 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】 《こども家庭庁》 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進</u> 《文部科学省》 • <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】</u> 《文部科学省》 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】 《文部科学省》 • こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】 《こども家庭庁》 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】</u> 《厚生労働省》 • <u>地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】</u> 《こども家庭庁》 改 <u>法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成</u> 《こども家庭庁》 <p>（※）令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】（再掲）</u> 《こども家庭庁》 • <u>地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】</u> 《厚生労働省》 • <u>年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】</u> 《内閣府》 • <u>教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】</u> 《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
※ 【 】は令和8年度概算要求額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等
<ul style="list-style-type: none"> • <u>こどもの自殺の実態解明及び分析に当たった課題把握【0.2億円】</u> 《こども家庭庁》 • <u>自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】</u> 《厚生労働省》

<ul style="list-style-type: none"> • 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂 《文部科学省》 • <u>自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】</u> 《厚生労働省》

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、子どもの自殺者数は増加傾向が続いている。**令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多**となった（平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**）。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報などの適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぱらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



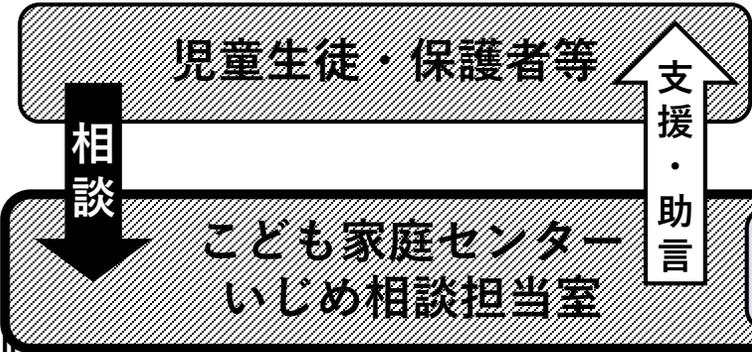
要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

いじめ相談担当室 (子どもSOS相談) の体制



中央保健福祉センター 3階
047-369-7658

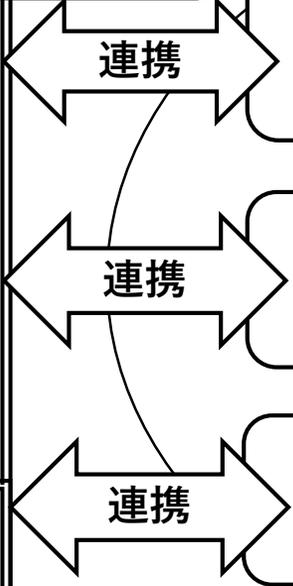
室長：専門監1名
 正規職員：主事2名(心理士+社会福祉士)
 会計年度職員：相談員1名(心理士)
 本課正規職員：兼務2名(事務)
 +
 リーガルアドバイザー(外部)：弁護士

<相談方法>
 ・窓口 ・電話 ・メール ・LINE相談(業務委託) ・相談レター

学校教育部 児童生徒課
(公立小中学校)

千葉県教育委員会
(私立小中学校・高校)

その他
(塾・子どもの所属機関等)



対応方針を協議し、必要な支援を実施

その他関係機関
(子ども部 こども家庭センター 健康医療部 健康推進課 等)

情報共有、具体的対応方針を協議

【関係部署との連携】
 ・関係部署間で体制に関する情報共有をして、相互に連携体制を強化するために「いじめ相談連携推進会議」を実施する。
 【出席者】いじめ相談担当室、弁護士、こども家庭センター、児童生徒課、健康推進課

いじめ相談担当室（子どもSOS相談）の取り組み

松戸市子ども部 こども家庭センター いじめ相談担当室

【 国の方針 】

- ・教育委員会や学校だけでなく、子どもたちが抱えているいじめなどの悩みに対し、子どもの命と権利を守るために、社会みんな総がかりで対応することを目的とする。
- ・こども家庭庁のモデル事業として、令和5年11月より実施

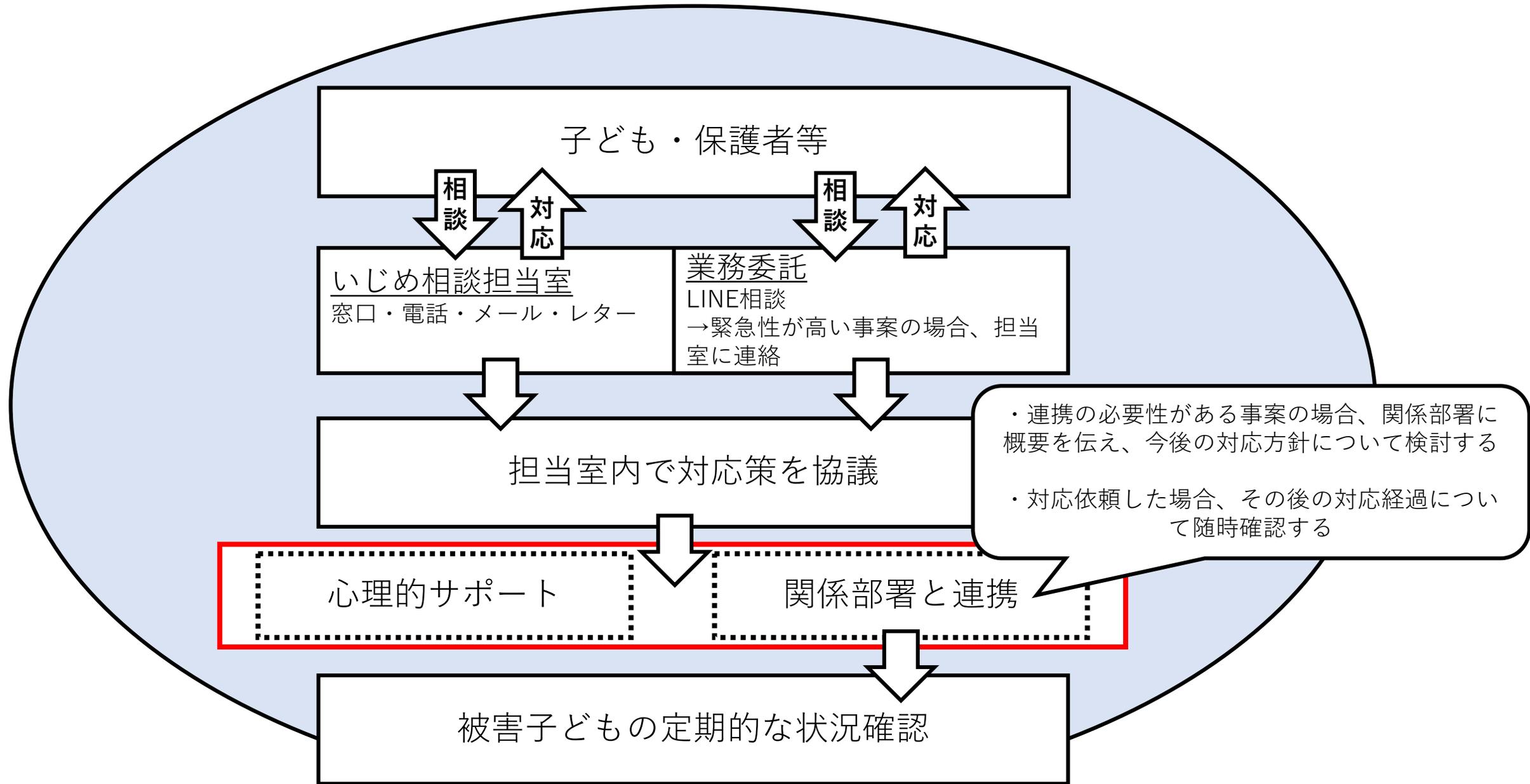
【 相談対応の視点 】

- ・子どもを主体と考え、子どもたちのその後の学校生活、家庭生活が、安全で安心に過ごせることを目的とする。
- ・学校や教育委員会の取り組みがスムーズに解決に向かうように努める。

【 いじめ相談担当室の役割 】

- ①18歳以下のすべての子どもを対象、学校外(放課後児童クラブ、塾、習い事など)の事案も対応
- ②親でも先生でもない「第三者」として、気軽に相談できる体制
- ③学校だけでは対応が困難な事案や卒業後も継続した対応
- ④専門職(心理士、社会福祉士)による心のケア、福祉的ケア
- ⑤教育委員会をはじめ、こども家庭センター、健康推進課などとの広い連携

相談対応フロー図



第1回松戸市自殺対策推進会議での質問について

【質問1】 こども家庭センターと学校との具体的な連携方法について

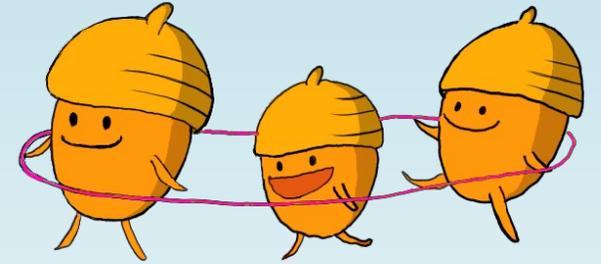
【回答】 学校内での児童生徒の状況や対応状況など学校で把握している情報を集約・整理した上での情報共有をお願いしていることから、教頭先生を窓口に関係機関と連携を行なっています。学校に出向いて、教頭先生や担任の先生との情報共有や、児童生徒のモニタリングや面談の協力をいただくこともあります。

また、関係機関との連携の仕組みとして、個別支援会議を実施し、情報共有・課題の把握・対応方法の検討・役割分担等を行っています。

【質問2】 ネグレクトの疑いを把握した場合の相談先について

【回答】 児童虐待の通告先は、こども家庭センター、柏児童相談所、児童相談所虐待対応相談全国共通ダイヤル189があります。緊急度、重症度、時間帯によって相談先の適正はありますが、ご質問のような、児童生徒虐待の疑いで通告を迷うような事案については、学校の管理職からこども家庭センターに相談や通告をしていただきたいと思います。なお、その際は学校内で情報整理のうえ通告をいただくと有難いです。

本市におけるこども若者の自殺対策



マスコットキャラクター
「にこぐり」

令和8年2月5日(木)

松戸市教育委員会 学校教育部 児童生徒課

目次

- 1 令和7年度 松戸市学校教育指導方針
- 2 生徒指導の考え方
- 3 具体的な取組状況
- 4 今後の課題

目次



1 令和7年度 松戸市学校教育指導方針

2 生徒指導の考え方

3 具体的な取組状況

4 今後の課題

松戸市学校教育指導方針

○生きる力を育む

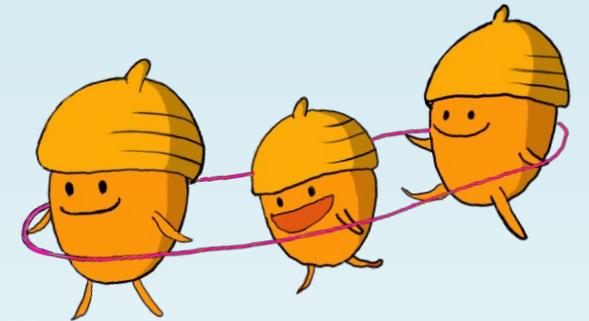
確かな学力

思いやりのある豊かな心

健やかな体

○特色ある学校づくり

○魅力ある市立松戸高校づくり



目次

1 令和7年度 松戸市学校教育指導方針



2 生徒指導の考え方

3 具体的な取組状況

4 今後の課題

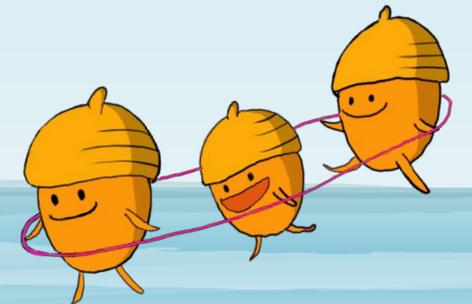
生徒指導の考え方

目的

『児童生徒が**安全・安心**な学校生活をおくれるように支援する』

目標

- ・多様性を理解し、子どもたちの**人権を尊重**すること
- ・子どもたちの**居場所づくり**を支援すること
- ・子どもたちが**SOSを出しやすい環境**をつくること
- ・子どもたちに**命の大切さ**を伝えること



目次

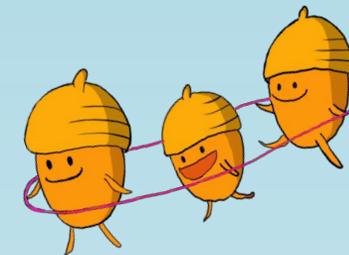
1 令和7年度 松戸市学校教育指導方針

2 生徒指導の考え方

 3 具体的な取組状況

4 今後の課題

具体的な取組状況(1)



通知の周知・配付
(文科省・厚労省・県)

- ・大臣メッセージ
- ・自殺予防週間の実施

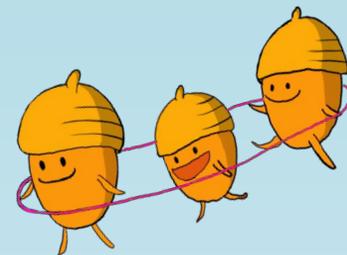
研修・協議会

- ・ゲートキーパー養成講座
- ・自殺予防啓発動画
- ・自殺予防に関する普及啓発協議会
- ・学校警察連絡協議会

相談窓口

- ・教育支援センター 教育相談
- ・いじめ相談専用ダイヤルカード
- ・子どもSOS相談
- ・子どもと親のサポートセンター

具体的な取組状況(2)



松戸市教育支援センター
の運営

- ・教育相談
- ・ふれあい学級(学習の場)
- ・ほっとステーション(居場所づくり)

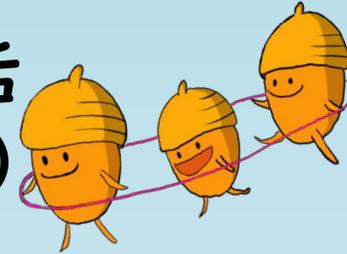
SSW(スクールソーシャル
ワーク)事業

- ・学校とSSWerの協働的な取組
- ・学校へのアウトリーチ型支援
- ・多面的な視点でのアセスメント

教職員への指導・助言

- ・校長会、副校長教頭会
- ・学校警察連絡協議会
- ・小中学校計画訪問

具体的な取組状況(3)



いじめ防止対策
不登校児童生徒への支援

- ・安全で安心できる学校生活
- ・不登校対策(居場所づくり)
- ・SSWerの活用

児童生徒

- ・SOSを出しやすい環境づくり
- ・「心の健康観察」による実態把握
- ・いじめ標語づくり
- ・命について(まちっこプロジェクト)

教職員の
話の聴き方、声かけ

- ・傾聴、否定しない、うなずき
- ・肯定的な前向きな言葉かけ

目指す児童生徒の姿

それぞれの長所を生かし、役割を果たす



認められる・ほめられる



自信がもてる



自己肯定感が高まる



予防につながる

目次

1 令和7年度 松戸市学校教育指導方針

2 生徒指導の考え方

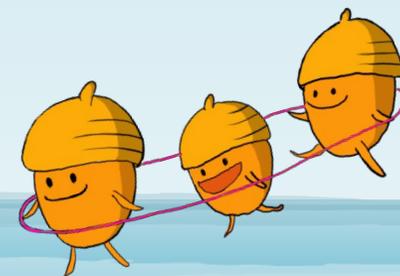
3 具体的な取組状況

 4 今後の課題

今後の課題

・教職員が、多様な児童生徒一人ひとりに**寄り添った対応**が必要である。

・**関係機関との連携**をより深めていくことで、学校だけではケアしづらいところの支援を強化する必要がある。



ご清聴ありがとうございました

今後ともよろしくお願いいたします

児童生徒課